

(全国初の罰則付き条例)

平成24年4月1日施行 (一部の規定は9月21日施行)

飲酒運転撲滅条例制定



飲酒
運転は

絶対しない!
させない!
許さない!

福岡ソフトバンクホークス 小久保 裕紀 選手
©SoftBank HAWKS

 福岡県

詳しくはホームページへ。

福岡県

検索

『福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例』について

この条例は、深刻な状況にある本県の飲酒運転を撲滅するため、県議会議員の提案により制定された、全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例です。県民、事業者、県、市町村などが力を合わせ、飲酒運転のない、安全で安心して暮らせる社会をつくりましょう。

条例の概要（赤文字で示す規定は、平成24年9月21日施行）

県民の責務

飲酒運転は絶対しないこと。また、家族又は知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その防止に努めるとともに、知人等が飲酒運転を行おうとするときは、警察官に通報するよう努めなければなりません。



飲酒運転で検挙された場合

違反が初回の場合は、アルコール依存症検査を受診するよう努めなければなりません。
5年以内に再度違反すると受診義務が課されます。

受診しない場合、5万円以下の過料

すべての事業者の責務

業務用車両の運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、従業員の飲酒運転を防止するため必要な対策を講じるよう努めなければなりません。



従業員等が通勤・通学中に飲酒運転で検挙された場合

公安委員会から勤務先・通学先に通知されます。通知を受けた事業者は、違反者が再び飲酒運転をしないよう対策を講じなければなりません。

特定の事業者の責務

① 酒類を提供する飲食店の責務

- 飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。
- 駐車場を有する場合は、客に飲酒運転を防止するための措置を講じるよう努めなければなりません。

飲酒運転違反者に酒類を提供した場合

公安委員会から違反事実が通知され、1年以内に再度違反者が出たときに、飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その取組を怠った場合、店名の公表と併せて指示書の店内掲示が義務付けられます。

掲示しない場合、5万円以下の過料

② 酒類販売業者の責務

- 飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。

③ 駐車場所所有者等の責務

- 飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。
- 駐車場の管理人に利用者が飲酒しているか確認させるなど、飲酒運転を防止するための対策を講じるよう努めなければなりません。

①～③の事業者及びタクシー事業者、運転代行業者の責務

- 来店者、利用者等が飲酒運転をするおそれがあるときは、警察官に通報しなければなりません。

● 飲酒運転撲滅宣言企業・店を募集しています。●